

### 3.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

地理的表示法における、不正使用に対する主たる行政上の救済手段は水際措置であるが、2019年9月現在関連条項が未発効である。

商標法においては、水際措置の他、商標の偽造や不正な適用を行った者等に対する刑事罰が規定されている。シンガポールでは、警察刑事捜査部に組織された知的財産権部門（IPRB）が知的財産権に関する捜査と不法行為に対する法律の執行を担っている。

また、地理的表示法、商標法、コモンローいずれにおいても侵害行為に対して訴訟を提起することが可能である。シンガポールには特許事案を専門に扱う特許裁判所は存在しておらず、高等裁判所に対して訴訟を提起する。ただし、コモンローにおいては、損害賠償の請求額が25万シンガポールドル以下の場合には下級裁判所の取扱いとなる。

表 20 シンガポールの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
地理的 表示法	・ 地理的表示と同一の用語を含むが、地理的表示が示す場所を原産としない商品の輸出入など	税関	当該商品の 差押	高等裁判所	・ 差止、損害賠償、不当利益返還、侵害品の受渡・廃棄
商標法	・ 商標の偽造 ・ 登録商標と同一・類似の標章を付した同一・類似商品の輸入 など	税関	当該商品の 差押	シンガポール警察犯罪捜査局知的財産権部門（IPRB） 高等裁判所	・ 刑事処罰 ・ 差止、損害賠償、不当利益返還、侵害品の受渡・廃棄
コモン ロー	・ 原産地に関する不当表示など	-	-	高等裁判所又は 下級裁判所	・ 差止、損害賠償、不当利益返還等

#### 3.3.1. 不正使用の救済手段

##### (1) 地理的表示法に基づく保護制度

##### 行政上の救済手段

行政上の救済手段としては、輸出入における水際措置が、地理的表示法第6部（第55～74条）に挙げられている。ただし、現在これらの条項は未発効となっている<sup>89</sup>。当該部分が発効すれば、シンガポールに輸入される商品、あるいは輸出される商品について、権利者は侵害の疑いがある際には、当該商品の留

<sup>89</sup> 2019年9月時点

置を求める請求をすることができるほか、税関が職権として留置等を行うことも可能となる。

## 司法上の救済手段

### 民事訴訟

地理的表示法に基づいて、地理的表示権利が侵害された場合に、地理的表示を侵害した相手方に対して、高等裁判所に対し、訴訟を提起することができる。(ただし、申立人に対して、訴訟手続き開始前に、排除措置通知を侵害者に送付し、自発的に侵害行為を中止する機会を与えることが推奨されている。) 救済措置としては、差止め(地理的表示の使用中止)、損害賠償、不当利益返還(侵害によって得られた利益を地理的表示所有者へ支払う)、侵害品の権利者への受け渡し・廃棄がある。

原告が裁判所に訴状を提出し、その写しが侵害被疑者に送達されることで、訴訟手続きが開始する。被告が自身の防御を望む場合は、その旨を裁判所に明らかにしなければならない。被告からの応答が無い場合は、欠席裁判となる。原告・被告ともに訴訟進行する場合、両者が弁論を示す書面を提出する。その後、証拠開示の段階を経て、審理の後、裁判所が判決を出す。高等裁判所の決定に不服がある場合は、控訴裁判所に対して控訴を申し立てることができる。

侵害行為に対する訴訟手続きのフローは次頁のとおり。



図 14 シンガポールの地理的表示の司法救済手続きの流れ

## (2) 商標法における登録商標の侵害提起

### 行政上の救済措置

#### 水際措置

行政上の救済手段としては、輸入における水際措置が、商標法に挙げられている。団体商標・証明商標の権利者は、商標法第 82 条に基づき、シンガポールに輸入される商品について、侵害の疑いがある際には、当該商品の留置を求める請求をすることができる<sup>90</sup>。手続きフローとしては、①シンガポール税関に権利者が通知書を送付する、②税関長が検討の上、押収または留置の判断を下して通知、③通知書に記載された期限内に損害訴訟を提起（提起しない場合は押収された商品は輸入者に返還される）、④侵害訴訟の判決を得て勝訴した場合は裁判所命令に応じて押収商品は受け渡しまたは廃棄、となる。なお、商標法 93A 条に基づき、当局が疑義を抱いた場合には、輸出入される商品について、権利者からの請求がなくても職権として留置等を行うことが可能である。

### 司法上の救済措置

#### 刑事罰

シンガポールでは、警察刑事捜査部に組織された知的財産権部門（IPRB）が知的財産権に関する捜査と不法行為に対する法律の執行を担っている。主には大規模な犯罪組織等が関与するケースの捜査を担っているが、知的財産権所有者が独自に捜査や家宅捜索を行う場合にはこれを支援する。<sup>91</sup>

商標法では、商標の模造や登録商標の商品・サービスへの不正な適用、違反のための物品の作成・所有に対しては、10 万ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁またはこれらの両方が科される他、商標を不正に適用した商品の輸入・販売を行う者に対しては、当該商品・事物ごとに 1 万ドル以下（ただし、総額で 10 万ドル以下）の罰金若しくは 5 年以下の拘禁若しくはこれらの両方が科される。

#### 民事訴訟

商標法で団体商標/証明商標のいずれかで登録を受けた権利者は、侵害行為について侵害した相手方に対して、高等裁判所に対し、訴訟を提起することができる。未登録の場合には原則としては商標法に基づく訴訟は提起できないが、未登録であってもその標章がシンガポールにおいて広く知られている標章である場合には、訴訟の提起が可能である。

救済措置としては、差止め（商標の使用中止）、損害賠償、不当利益返還（侵害によって得られた利益を権利者へ支払う）、侵害品の権利者への受け渡し・廃棄がある。

手続きのフローは地理的表示法に基づく司法措置（(1)②）に同じ。

<sup>90</sup> シンガポールから輸出される商品については、将来的にこれを認めることが計画されているが、まだ法律が整備されていない。  
出所) シンガポール 法務省 知的財産（水際措置）法案についてのファクトシート  
<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/factsheet-on-intellectual-property--border-enforcement--bill.html>

<sup>91</sup> JETRO 2012 年 3 月「模倣対策マニュアル シンガポール編」  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/sg/ip/pdf/mohou\\_2011\\_re.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/sg/ip/pdf/mohou_2011_re.pdf)

## (3) 詐称通用に関する法律に基づく侵害と救済

## 司法上の救済措置

前述のとおり、詐称通用に必要とされる 3 つの条件（グッドウィル、不当表示、損害）が満たされていることを地理的表示所有者が証明することができれば、当該所有者はコモンローに基づき、当該地理的表示の侵害者に対し、当該地理的表示の侵害の差止め、損害賠償、不当利得返還等の司法救済を請求することができる。

手続きのフローは地理的表示法に基づく司法措置（(1)②）に同じであるが、詐称通用のための訴訟手続きについては、原告の請求額に応じて、管轄する裁判所が異なる。25 万シンガポールドル以下の場合には下級裁判所、それを超える場合は、高等裁判所で取り扱う。

## 3.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

## 行政上の手続き

地理的表示法上の水際措置については、別途規則に則ると定められているが、まだ関連規則は制定されていない。商標法上の水際措置については、当局への申請に際し 200 シンガポールドルの支払いが必要である<sup>92</sup>。いずれも必要に応じ、代理人事務所経費が別途発生する。商品が留置されて高等裁判所における損害訴訟が開始された場合の費用目安を以下に示す。

手続きの段階	それぞれの手続きの見積もり費用 (税金・経費を除く) シンガポールドル
訴状及び陳述書の提出	2,000-3,000
高等裁判所での侵害訴訟	
- 輸入者が出頭しない場合：輸入者欠席時の判決獲得	5,000-6,000
- 輸入者が出席した場合：略式裁判の申請、及び略式裁判申請のための聴取に出席	12,000 以上

## 司法上の手続き

地理的表示法、商標法、コモンローに基づく訴訟に要する費用は、作業量の多寡、事件の複雑性、使用する証拠、被告の対応によって変わる。順調に進むケースでの参考見積りを以下に示すが、中間的申請（たとえば、特定の証拠開示のための申請）の作成や、論争が必要な場合の費用等は含まれていない。

<sup>92</sup> 商標規則（国境措置関連）<https://sso.agc.gov.sg/SL/332-R2?DocDate=20180910>

手続きの段階	それぞれの手続きの見積もり費用 (税金・経費を除く) シンガポールドル
訴状及び陳述書の提出	15,000
弁論のとりまとめ	10,000
一般的な証拠開示完了	50,000
証人陳述の提出及び被告との証人陳述の交換	200,000
裁判	200,000
<b>合計</b>	<b>475,000</b>

### 3.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

#### (1) EU シンガポール自由貿易協定 (EUSFTA)

シンガポールは 2018 年 10 月 19 日に ASEAN 諸国で初めて EU との自由貿易協定 (EUSFTA) に署名した。同協定は 2019 年 2 月 13 日の欧州議会による承認を経て、EU 及びシンガポール双方で批准に向けた手続きが進行中である。

同協定においてシンガポールはぶどう酒、蒸留酒、農産物、食品を含む双方の地理的表示産品について、相互に追加的保護<sup>93</sup>を行うことに合意した。シンガポールは協定発効に備えて地理的表示保護法を改正し、2019 年 4 月 1 日より地理的表示の登録制度の運用を開始している。協定においてシンガポールが保護することに合意した EU の地理的表示産品は 196 産品である (シンガポール側は 0 産品) (附属書 10A)。

また、協定第 10.17 条(2)(a)は、シンガポールに地理的表示登録局を設立することを要求しており、これに応え、知的財産局の下に地理的表示登録局が設置されている。

#### (2) 環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP)

シンガポールは、地理的表示保護の規定のある環太平洋パートナーシップ協定 (「CPTPP」)<sup>94</sup>に署名し、批准している。CPTPP は、地理的表示を商標、独自の制度またはその他の法的手段によって保護できることを認め (第 18.30 条)、第三者による地理的表示の保護・認証に対する異議申立てを含む包括的な地理的表示の枠組みを提供している (CPTPP 第 18.32 条)。

<sup>93</sup> 協定第 10.19 条(3)において、以下の場合にも地理的表示によって示される場所を原産としない商品に当該地理的表示を使用することができないとしている。(a)公衆を誤認させない；(b)真正の原産地が表示される；(c)地理的表示の翻訳が使われる；及び (d)地理的表示に「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う。

<sup>94</sup> 協定本文： <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/cptpp/comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership-text-and-resources>  
協定日本語訳： [https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp\\_text\\_yakubun.html](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html)

## 3.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

### 3.5.1. 登録の状況

シンガポールでは 2019 年 4 月から地理的表示登録制度の運用が開始され、EUSFTA で保護を約束した 196 製品のうち、2019 年 9 月までに 139 製品について登録が完了している<sup>95</sup>。

### 3.5.2. 紛争事例

シンガポール高等裁判所のデータベース<sup>96</sup>で「地理的表示」の案件として確認できたのは以下の 1 件である。

#### スコッチ・ウイスキーと伊勢丹タータン

イギリスに拠点を置くスコッチ・ウイスキー協会は、2016 年 6 月に三越伊勢丹ホールディングスがシンガポールで「Isetan Tartan」を 33 類（ビール、酒以外の全てのアルコール飲料）で商標登録しようとしたのに対し、「Isetan Tartan」マークの使用が、商品の原産地について消費者の誤認を招くとして、2017 年 1 月に知的財産局に対して異議申立てを行った。知的財産局の商標登録官は、「スコッチ・ウイスキー」は地理的表示であるとの認識を示したものの、タータンがスコットランドを原産とするウイスキーであることを示す地理的表示であるといえるかどうかについて疑問を提示し、2019 年 3 月にスコッチ・ウイスキー協会の異議申立てを却下した<sup>97</sup>。

これに対し、スコッチ・ウイスキー協会は控訴し、2019 年 8 月、シンガポール最高裁判所はスコッチ・ウイスキー協会の主張を指示する判決を下した<sup>98</sup>。最高裁判所は、タータンは地理的な場所を示すものではない（地理的表示とは言えない）という知的財産局の判断は支持したものの、タータンはスコットランドの象徴で、かつ公衆はスコットランドとタータンの両方に慣れ親しんでおり、スコットランド産でないウイスキーに「Isetan Tartan」マークが使用された場合、製品の地理的原産地について公衆を誤認させる可能性があるとの判断を示した。

地理的表示案件がシンガポール高等裁判所で争われたのは、1999 年に地理的表示法が制定されてからこれが初のケースである。<sup>99</sup>

<sup>95</sup> An e-services portal by IPOS, <https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=GI>

<sup>96</sup> シンガポール高等裁判所判決事例 <https://www.supremecourt.gov.sg/news/supreme-court-judgments>

<sup>97</sup> The Straits Times, 2019 年 3 月 15 日 “Whisky body fails to block Isetan Tartan trademark”  
<https://www.straitstimes.com/singapore/courts-crime/whisky-body-fails-to-block-isetan-tartan-trademark>

<sup>98</sup> High Court of the Republic of Singapore, Judgement [2019] SGHC 200 [https://www.supremecourt.gov.sg/docs/default-source/module-document/judgement/ta5\\_19-scotch-whisky-assn-v-isetan-mitsukoshi-pdf.pdf](https://www.supremecourt.gov.sg/docs/default-source/module-document/judgement/ta5_19-scotch-whisky-assn-v-isetan-mitsukoshi-pdf.pdf)

World Trademark Review, 2019 年 9 月 23 日 “The ISETAN TARTAN case: refusal of trademarks that deceive public as to goods’ geographical origin” <https://www.worldtrademarkreview.com/enforcement-and-litigation/isetan-tartan-case-refusal-trademarks-deceive-public-goods>

<sup>99</sup> The drinks Business, 2019 年 3 月 15 日 “Scotch Whisky Association Loses Tartan Trademark Battle in Singapore”  
<https://www.thedrinksbusiness.com/2019/03/scotch-whisky-association-loses-tartan-trademark-battle-in-singapore/>

### 3.5.3. 違反等の状況

#### (1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、シンガポールにおける商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 3 団体、出願準備中が 1 団体、検討中が 1 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、シンガポールで不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、不正利用があったと 1 団体が回答した。

#### (2) 商標登録状況の確認結果

また、商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している製品について、権利者または関連団体による商標登録が確認できたのは 5 製品である。権利者以外による類似の商標登録としては、豪州企業による「Tajima Australian Grainfed Wagyu」及び米国企業による「kobe-style beef」が登録されている。

表 21 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（シンガポール）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019 年 11 月 21 日現在）	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有（シンガポール）	不正使用	地理的表示権利者等による出願	その他の個人/企業等による出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 但馬ビーフ (Tajima Beef, Tajima-gyu 2013 年出願 2016 年登録)	Tajima Australian Grainfed Wagyu  として豪州企業が 29 類で登録
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 神戸ビーフ (Kobe Beef, Kobe-gyu 2013 年出願 2015 年登録、 Kobe Meat 2013 年出願 2016 年登録)	極黒牛 kobe-style beef  として米国企業が 29 類で登録
4	夕張メロン	夕張市農業協同組合			一般商標 夕張メロン	

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019 年 11 月 21 日現在）	
番号	地理的 表示名 称	団体名	登録有 (シンガポール)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願
21	十勝川 西長い も	十勝川西長 いも運営協 議会	商標登録有		一般商標として登録 (2015 年)	
41	プロシ ュッ トデ ィパ ルマ	コンサルツ ィオ デル プロッシュ ット ディ パルマ	商標登録有	事例有	一般商標として登録 (2007 年) 地理的表示として登録 (2019 年)	

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：シンガポール知的財産局 商標検索

<https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=TM>